

重要：必ずお読みください

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給が決定された方へ

様

1. お振込みについて

(1) 初回振込予定は、次のとおりです。

振込予定日 令和3年 月 日 ()

対象期間 令和3年 月分

(2) 原則、毎月1回長岡市から「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書」に記入いただいた口座へ振り込みます。

(3) 振込名義は「ナガオカシジリツシエンキン」となります。

(4) 2、3回目の振込については、毎月求職活動等状況報告書等を提出いただき、支給要件に該当するか確認した後に支給します。

2. 支給決定後の手続き

次の(1)～(5)の書類について、必ず下表の期限までに受付窓口へ提出してください。

※郵送も可能です。

支給決定日	令和3年	月	日 ()
・1回目報告期限	令和3年	月	日 ()
・2回目報告期限	令和3年	月	日 ()
・3回目報告期限	令和3年	月	日 ()

※郵送の場合、当日必着

※持参の場合、受付窓口へ

【受付時間】平日 8：30～17：15

(1) 求職活動等状況報告書 ※必須

3枚(3月分)同封しています。各報告期限に1枚ずつ提出してください。

(2) 自立相談支援機関相談確認書 ※必須

3枚(3月分)同封しています。各報告期限に1枚ずつ提出してください。

※ひと月に最低1回以上の支援実績が必要です。

(3) 職業相談確認票 ※必須

3枚(3月分)同封しています。各報告期限に1枚ずつ提出してください。

なお、この職業相談確認票は、ハローワーク担当者から所要事項を記入してもらったものを提出してください。

※ひと月に最低2回以上の職業相談等の活動実績が必要です。

(4) 常用就職活動状況報告書 ※必須

3枚(3月分)同封しています。各報告期限に1枚ずつ提出してください。

※原則週1回以上、求人先への応募・面接の活動実績が必要です。

裏面あり

なお、この常用就職活動状況報告書に記入する応募・面接は、ハローワークにおける活動に限ったものではありません。就職情報誌や新聞折り込み広告等も活用し、報告することも可能です。

(5) 常用就職届 ※該当の場合のみ

常用就職された場合は、速やかに常用就職届を受付窓口へ提出してください。

常用就職届による報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類（給与明細書等）を毎月、提出してください。

3. 支給の中止

次の(1)～(9)のいずれかに該当した場合、支給が中止されます。

- (1) 受給中に求職活動等要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 常用就職に伴い、得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
- (3) 申請内容に偽りがあった場合
- (4) 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する方（以下「受給者等」といいます。）が暴力団員と判明した場合
- (5) 支給決定後、受給者等が禁錮刑以上の刑に処された場合
- (6) 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
- (7) 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
- (8) 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
- (9) 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合

4. 受付窓口について

シティホールプラザアオーレ長岡 東棟1階 福祉窓口

(受付時間：平日 8時30分～17時15分)

【提出先・問い合わせ】

長岡市福祉保健部生活支援課「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」担当

住 所：〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10

電話番号：0258-39-7574

(受付時間：平日 8時30分～17時15分)